

平成 23 年 4 月 20 日  
被災者生活支援特別対策本部

## 被災者支援の状況

1. 取組みの概要
2. 被災者等の状況
  - (1) 被災者の推計
  - (2) 被災者の避難状況等
  - (3) インフラ等の被害・復旧状況
3. 課題と当本部の取組み
  - (1) 現地の課題と当本部の取組み（分類）
  - (2) 物資・燃料の供給
  - (3) 避難所の実態把握について
  - (4) 二次避難及び一時的移転の状況
4. 参考
  - (1) 当本部の組織
  - (2) 原子力被災者支援チームと当本部との連携
  - (3) 生活支援本部対策の経過（事務記録）

## 被災者支援取組の概要

### 1. 被災者等の状況

#### (1) 避難所におられる避難者の現状 [P 3～P 5]

全国で約14万人、東北3県で約11万人。

ほぼ一定数に落ち着いている。

今後、二次避難によって人数や場所が変わることが予想される。

#### (2) 避難所以外に避難された方等

例えば知人宅に避難された方、及び、自宅におられる被災された方、ライフラインが復旧せず避難所に食事などを求めに来ておられる方の数は、把握できていない。

#### (3) インフラ等の被害・復旧状況 [P 6～P 8]

各省庁において被害・復旧の状況を把握し、復旧を急いでいる。

### 2. 現地の課題と当本部の取組み

#### (1) 現地の課題と当本部の取組み [P 9～P 13]

### 3. 物資等の支援

#### (1) 物資の支援状況 [P 14～P 15]

① 当初は、食料、水、毛布の需要が多く、現在までに食料2,470万食、水750万本、毛布39万枚及び燃料15,000キロリットルを支援。

② 現在は、避難所の生活改善のための物資へと変化。

(パーテーション、シャンプー、調理器具等が増加傾向)

#### (2) 燃料の供給 [P 16～P 18]

東北地方への燃料の安定供給を図るため、燃料供給等を最大限実施。これらにより、被災地への供給は、一部の地域を除き、着実に改善。

#### 4. 今後に向けて

##### (1) 避難所の実態把握 [P 19～P 26]

- ① 東北 3 県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所（4月 13 日現在：1,048 か所）を対象に、生活環境に関する状況について実態把握を実施中（4月 15 日第 1 回取りまとめ）。特に厳しい状況下にある避難所に対して、重点的に支援を行う。
- ② さらに、6 つの避難所（3 県 × 2 力所）を対象に、生活環境等に関する詳細な状況について定期的に実態把握を行っている。

##### (2) 二次避難及び一時的移転の状況 [P 27]

- ① 4 月 19 日時点で 11,564 戸の応急仮設住宅が着工済（うち 265 戸は完成済）。
- ② 岩手県・宮城県・福島県等 6 県における必要戸数 62,290 戸の供給に向けて準備を進める。
- ③ また、全国各地（47 都道府県）で、公営住宅や国家公務員宿舎等を合計 51,046 戸確保（うち 5,525 戸は入居済。4 月 9 日現在）。旅館・ホテル等も確保。

平成23年4月20日

## 被災者の推計

(単位:人)

	全国	うち3県	注
1. 死者(把握できた数)	14,001	13,938	4月19日18:00現在 警察庁調べ
2. 行方不明者			
(1) 届出のあった数	13,660	13,656	4月19日18:00現在 警察庁調べ
(2) 届出のない者	不 明	不 明	
3. 避難所にいる避難者	136,280	114,362	4月19日8:00現在 警察庁調べ
4. 避難所以外に避難した者	不 明	不 明	各県・市町村が一部の者について把握しているが、その他については調査中
5. 自宅にいるが被災している者	不 明	不 明	・家が壊れた者 ・ライフラインが復旧していない家

## 避難所の避難者数(総括表)

4月19日17:00現在 4月19日18:00現在

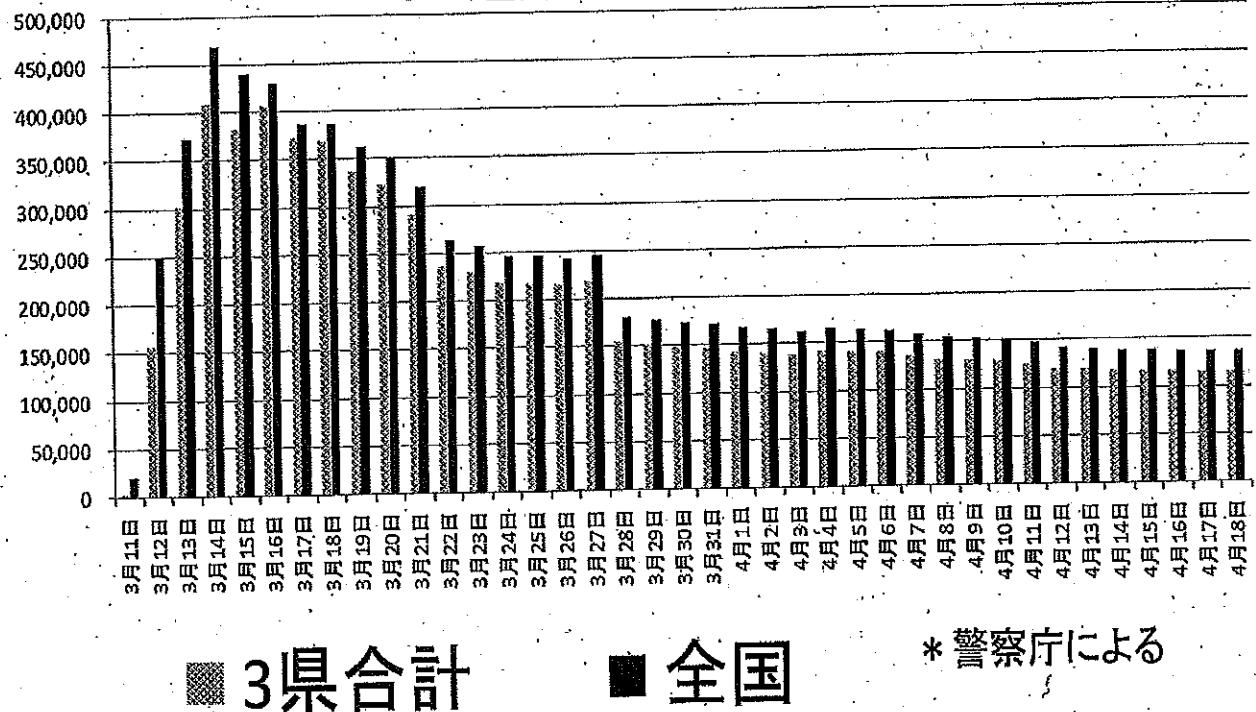
	避難者数 <sup>(※1)</sup>	避難所数 <sup>(※2)</sup>	市町村数
全国計	136,284	2,476	
岩手県	44,515	370	24
宮城県	43,622	420	27
福島県	26,225	197	41
3県合計	114,362	987	92

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:緊急災害対策本部及び警察庁緊急災害警備本部資料

### ○ 避難者数の推移



## 避難所の避難者数

4月19日17:00現在

4月19日18:00現在

	避難者数(※1)	避難所数(※2)
北海道	988	351
青森県	815	309
岩手県	44,515	370
宮城県	43,622	420
秋田県	539	97
山形県	1,521	44
福島県	26,225	197
東京都	942	26
茨城県	677	44
栃木県	901	25
群馬県	2,875	59
埼玉県	3,581	49
千葉県	1,162	64
神奈川県	696	71
新潟県	4,695	54
山梨県	834	137
長野県	941	116
静岡県	755	43
合計	136,284	2,476

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:緊急災害対策本部及び警察庁緊急災害警備本部資料

平成23年4月14日現在

## インフラ等の被害・復旧状況について(岩手県、宮城県、福島県中心)

被災者生活支援特別対策本部事務局

- 直近の数値や状況を暫定的に取りまとめたものです。
- 詳しくは、各府省庁のHP等に掲載されていますのでご覧ください。

### 1. ガレキ処理及び仮設住宅

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
ガレキ処理	岩手県では沿岸12市町村(計71箇所)、宮城県では33市町村(計99箇所)、福島県では21市町村(計112箇所)において、仮置き場を設置済み。岩手県では沿岸12市町村、宮城県では9市町、福島県ではいわき市・相馬市等で、仮置き場への災害廃棄物の搬入を実施中。	環境省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
応急仮設住宅	応急仮設住宅について、概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給する準備を進めているところ。現在、8,550戸(93地区)着工済み、2,266戸(36地区)着工予定。	国土交通省 ・関係HP1 ・関係HP2

### 2. 交通

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
道路	高速道路全線、直轄国道の99%で一般利用が可能。直轄国道16区間、県管理国道29区間、地方道229区間で通行止め。直轄国道については、国道45号に仮橋を設置すること等により広域迂回を解消するとともに、片側交互通行の解消等の復旧作業を実施中。	
鉄道	秋田・山形新幹線は100%、東北新幹線は63%、在来幹線は77%。運転再開予定は、東北新幹線 4月下旬、東北線 4月中旬、常磐線(上野~いわき間) 4月下旬。	国土交通省 ・関係HP
航空	被災地周辺の13空港全て利用可能。仙台空港は、4月13日から民航機就航が再開しており、完全復旧に向け復旧作業を実施中。	(鉄道)JR東日本 ・関係HP
港湾	被災地の重要港湾15港において一部の岸壁が利用可能。バス数でみると35%利用可能。航路の啓閉、岸壁の応急復旧等により、緊急物資等の輸送能力を増強中。	
バス	高速バスは順次運行再開。首都圏~東北方面の輸送力は、地震発生前と比較して266%まで増強。	

### 3. ライフライン

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
食料・飲料	避難所における食料・飲料支援は必要量を確保し、ニーズの変化も踏まえ、レトルトカレー、缶詰、ようかん等の副食や果汁飲料なども順次供給(自宅退避者にも対応)。卸売市場等による物流機能は回復傾向(中央卸売市場関係:盛岡は通常通り、仙台の青果及び水産は通常比8割、福島の青果は通常通り、水産は通常比9割、いわきは水道管が復旧)。	農林水産省 ・関係資料1(pdf) ・関係資料2(pdf)

燃料	<p><b>【製油所・油槽所】</b> 6箇所中3箇所(いずれも関東)が復旧。残りは復旧までに長期化。 塩竈油槽所が一部機能回復(3月27日以降、5千klタンカーが着棧可能。4月13日までに約16.5万kl着棧済)。 ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量3.8万klに対し、既に、概ね日量3万kl(震災前の約8割程度)の供給を回復。</p> <p><b>【SS】</b> 東北3県の稼働率は53%(3月20日)から90%(4月13日)に向上。陸前高田市等9市町村に仮設ミニSSを設置。</p>	<a href="#">経済産業省</a> <a href="#">・関係HP</a>  <a href="#">内閣府</a> <a href="#">・関係HP</a>
電気	<p>停電戸数(東北3県)は、約274万户(3月11日)から約16万户(4月13日16時)に減少(岩手県約2.9万户、宮城県約9.1万户、福島県約3.5万户)。今後の復旧見通しは、次のとおり。家屋が健全な約2千戸は1週間程度で復旧見込み。約1万5千戸は家主の不在等により送電を保留中。残りの約14万戸については、家屋流出等地域であるため、復旧時期は未定。</p>	<a href="#">経済産業省</a> <a href="#">・関係HP</a>  <a href="#">東北電力</a> <a href="#">・関係HP</a>
ガス	<p>都市ガスの供給停止戸数は、約42万户(3月11日)から約4万户(4月14日21時)に減少。仙台市(停止戸数約3万户)では、4月中に概ね復旧の見通し。LPGガスの供給停止戸数は、約166万户(3月11日)。現在、供給再開に向けて作業を進めており、4月中旬を目途に、家屋流出等地域を除いて概ね復旧見込み。</p>	<a href="#">経済産業省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料(pdf)</a>
水道	<p>これまで復旧した総数は約204万户。8県で約22万戸が断水(岩手県約2.6万户、宮城県約11.7万户、福島県約7.2万户)。全国の水道事業者が給水車による応急給水や水道施設の復旧作業を支援中。</p>	<a href="#">厚生労働省</a> <a href="#">・関係HP</a>
下水道等	<p><b>【下水道】</b> 下水管被害が確認されている市町村等131のうち123が目視による調査終了。被災箇所について仮設バイパス管の設置等による応急対応を実施中。被災した下水処理場63箇所のうち流入汚水のあるものが55箇所、うちほぼ正常の処理に復旧しているもの43箇所。その他12箇所は簡易処理(沈殿・消毒)等による応急対応を実施中。</p> <p><b>【集落排水】</b> 11県において、380地区が被災し、被害金額は約349億円(4月13日現在)。被災した市町村へは、地方農政局等において応急対応、災害復旧に関する技術相談、施設緊急点検等の対応を実施中。</p>	<a href="#">(下水道)国土交通省</a> <a href="#">・関係HP</a>  <a href="#">(集落排水)農林水産省</a> <a href="#">・関係HP</a>
銀行	<p>東北6県及び茨城県に本店がある銀行等の閉鎖店舗は137支店(約5.1%)、相当数のATM拠点が閉鎖中。一部銀行では、早期復旧の困難な支店について、役場等に設置した臨時窓口で対応。</p>	<a href="#">金融庁</a> <a href="#">・関係HP</a>
郵便	<p>郵便局(東北3県1,103局)の被害は、震災直後(3月14日)で583局が営業停止であったが、112局(4月14日)に減少。 郵便(配達:東北3県301拠点)の被害は、震災直後(3月14日)で44拠点が配達不能であったが、14拠点(4月13日)に減少。</p>	<a href="#">総務省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料1(pdf)</a> <a href="#">・関係資料2(pdf)</a>
電話	<p>NTTの固定電話は沿岸部を中心に、4月14日現在で約4.1万回線が不通(最大時約100万回線)。携帯電話の基地局は4社合計で約860局が停波(最大時約14,800局)。NTTは4月末を目途に、一部の地域を除き、通信ビルや携帯基地局の復旧を目指している。</p>	<a href="#">総務省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料(pdf)</a>
テレビ	<p>岩手県、宮城県でテレビジョン中継局の停波は174個所中5個所(うち、停電4、損壊1)。(カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はない。)</p>	<a href="#">総務省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料(pdf)</a>

4. その他基盤

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
河川	直轄河川で堤防崩壊等2,051箇所の被害が発生。特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施中。	国土交通省 ・関係HP
海岸	岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊。津波による浸水被害は、青森、岩手、宮城、福島4県で508km <sup>2</sup> 。	
漁港	3県で約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は、岩手、宮城、福島3県で計3,319億円。緊急に航路・泊地のガレキの除去や岸壁の補修等の応急工事を実施中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
農地等	津波による農地被害面積は推定約2.3万ha。被害報告のある水路等の農業用施設は約4,100箇所。二次災害防止のため、浸水区域に、災害応急ポンプを62台搬送し排水対策を支援、一部の排水樋門周辺のガレキを緊急に除去作業中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)

【連絡先】  
 被災者生活支援特別対策本部事務局  
 地域班：松島参事官、田中  
 代表：03-3581-4571（内線85700）

平成23年4月14日  
被災者生活支援特別対策本部

## 被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組み（分類）  
次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

### I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組み
1. 物資の配達	<ul style="list-style-type: none"><li>・ほとんどの物資が現地に届くようになっている。</li><li>・県・市の物資集積拠点において物資が飽和している。</li><li>・地元の経済対策として現地調達へ移行させる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【現地調達・配達への円滑な移行のための支援】<ul style="list-style-type: none"><li>・現在は、政府（生活支援本部）が代行しているが、今後、順次、災害救助法の枠組み（県による調達配達）へ移行させる。</li><li>・県による配達に協力するよう物流事業者に要請</li><li>・県による新たな調達・配達・手配のスケーム作成に助言・協力</li><li>・専門家派遣による物流の改善</li></ul></li></ul>
2. 避難所等における生活改善	<p>避難所の生活環境改善</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"><p>生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等</p></div>	<ul style="list-style-type: none"><li>【ニーズの把握と対策の実行】<ul style="list-style-type: none"><li>1. ニーズの把握<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 客観的に<ul style="list-style-type: none"><li>①全避難所の要支援度の把握（4/15 第1回取りまとめを公表予定）</li><li>②定点観測（2か所×3県）</li></ul></li><li>(2) 個別に<ul style="list-style-type: none"><li>災対本部現地事務局による聴取 等</li></ul></li></ul></li><li>2. 対策と改善状況の確認<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 必要なところに重点的に対策</li><li>(2) 上記1. (1)により、全避難所の改善状況も確認する。</li></ul></li></ul></li></ul>
	個別事項（略）	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 各省において取り組み中。</li><li>2. 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。</li></ul>

3. 二次避難対策	<p>1. 住民の誘導</p> <p>(1) 公営住宅等への移転</p> <p>(2) 旅館等への一時避難</p>	<p>【順次実行中】</p> <p>1. 県の対策への支援</p> <p>(1) 公営住宅等への移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公営住宅・国の宿舎等の情報を一元化し、分かりやすい形で被災県へ提供中。</li> <li>② 入居条件などを被災者に詳しく提供(壁新聞、地方紙等)</li> </ul> <p>入居決定済み戸数(4月9日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等 3,449 戸</li> <li>・国の宿舎等 2,076 戸</li> </ul> <p>(2) 旅館・ホテル等への一時的移転</p> <p>壁新聞などのPR媒体を用いて、体験者の談話を紹介している。</p> <p>県内外の旅館・ホテル等への移転済人数(4月12日現在)</p> <p>9,207 人</p>
4. 必要な情報の提供	情報の不足	<p>2. 仮設住宅の建設促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月5日に「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」をとりまとめ。</li> <li>・2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸の供給目標の実現に向け、進捗管理等を行う。</li> </ul> <p>【内閣広報官と協力するとともに、生活支援本部においても情報を提供】</p> <p>・被災者に必要な情報の提供について、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行っているところ。</p>

## II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握	<p>【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の最新の数字を被災者生活支援本部HP等で公表中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガレキ処理及び仮設住宅</li> <li>(2) 交通</li> <li>(3) ライフライン</li> <li>(4) その他基盤</li> </ul>
	2. 公共インフラ等の応急復旧	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害廃棄物処理検討会議 ・3月25日に「損壊家屋等の撤去等に関する指針」をとりまとめ。各県協議会による仮置場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。</li> <li>2. 仮設住宅検討会議 （「I. 項目3. 二次避難対策」に同じ）</li> <li>3. 復旧対策検討会議 ・公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施。検討会議では、必要な各省調整を行っていく。</li> </ul>
2. 生活の再建	1. 雇用	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、4月5日、当面の対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1を取りまとめ。復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取組む。</li> </ul>

	2. 生産支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。</li> <li>・中小企業庁・農林水産省等において、金融支援の拡充策、営業・生産再開のための条件整備にかかる施策等について、引き続き検討。</li> </ul>
--	---------	---

### III 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	<p>1. 役場機能の回復</p> <p>2. 役場を移転した市町村への支援 (避難者の所在の把握)</p>	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人的支援等 国家公務員の派遣(4月4日現在) 820名、延べ約16,200名 地方公務員の派遣のあっせん (4月7日現在) 被災市町村からの派遣要望 673名 全国市町村からの派遣申出 約2,200名</p> <p>2. 相談窓口等 ・総務省と生活支援本部に窓口を作つて、相談に応じている。 ・役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備したところであり、これを用いて各町村との緊密な連絡を行つている。 ・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置を、官邸HP、総務省HPや広報誌、広報番組等を活用して広報している。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難した被災者から避難先の市町村に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村に提供し、避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築することについて地方公共団体に通知。総務省HPなどで広報している。</li> </ul>
2. 政府内での対策強化		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活支援本部における各府省との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・府省連絡会議による情報共有・連携</li> <li>・特定テーマについて府省間連携（各種検討会議で対応（Ⅱ参照））</li> </ul> </li> <li>2. 地方公共団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援本部に地域班を設置し、災対本部現地事務局及び県（ホットライシ設置）と連携を密にして、自治体を支援している。</li> </ul> </li> <li>3. 国民に向けての広報の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当本部においても、さらなる情報の提供・周知のために、事務局長による定例記者会見や、本部HPの開設などにより情報提供を充実中。</li> </ul> </li> </ol>

4月19日00:00現在  
被災者生活支援特別対策本部

### 主要緊急物資の支援状況

区分	調達品目	到着済み		輸送中・ 輸送準備中
		対前日同時刻比		
食料・飲料水	パン(食)	9,166,705	+ 87,000	174,000
	即席めん類(食)	2,460,016	+ 40,000	80,000
	おにぎり・もち・包装米飯(食)	3,312,952	+ 27,500	55,000
	精米(食)	3,332,236	+ 0	0
	その他(缶詰等)(食)	6,475,820	+ 75,448	794,005
	食料計(食)	24,747,729	+ 229,948	1,103,005
生活用品	飲料水(本)	7,453,101	+ 198,384	426,432
	トイレットペーパー(個)	379,695	+ 0	0
	おむつ(枚)	359,714	+ 0	0
	一般薬(箱)	229,284	+ 0	3,698
燃料	マスク(枚)	4,380,442	+ 0	0
	燃料等(リットル)	15,421,000	+ 80,000	0

## その他の物資の例

(飲食物)：副食、病院食、離乳食、乳児用粉ミルク、菓子、野菜、果物

(衣服等)：洋服、下着、防寒着、靴下、運動靴、長靴、サンダル

(台所用品)：台所洗剤、鍋、炊き出しセット、ラップ、プラスチック製食器、  
割り箸、紙コップ、お椀、スプーン、フォーク、調理器具、

## 電気ポット

(衛生用品)：生理用品、介護用手袋、タオル、お尻ふき、消毒用アルコール、  
歯磨きセット、石けん、シャンプー、ボディーソープ、  
スポンジたわし、足ふきマット、手洗い洗剤、ガーゼ

(生活用品)：哺乳瓶、布団、マットレス、ウェットティッシュ、カイロ、  
ペーパータオル、ゴミ袋、軍手、つめきり、アレルギー用薬、  
ブルーシート、延長ケーブル、ポリタンク、ストーブ、ラジオ、  
ろうそく、携帯トイレ、懐中電灯、乾電池、ゴム手袋、ボック  
スティッシュ、エマージェンシーシート、パーテーション、

## 屋内テント

(その他)：ドライアイス、不織物、遺体収納袋、棺桶、骨壺、棺桶布団、  
仏衣、テント、ガムテープ、土嚢袋、次亜塩素酸、消石灰

## 東北地方への燃料供給について

4月19日10:00時点

### 1. 供給量の確保

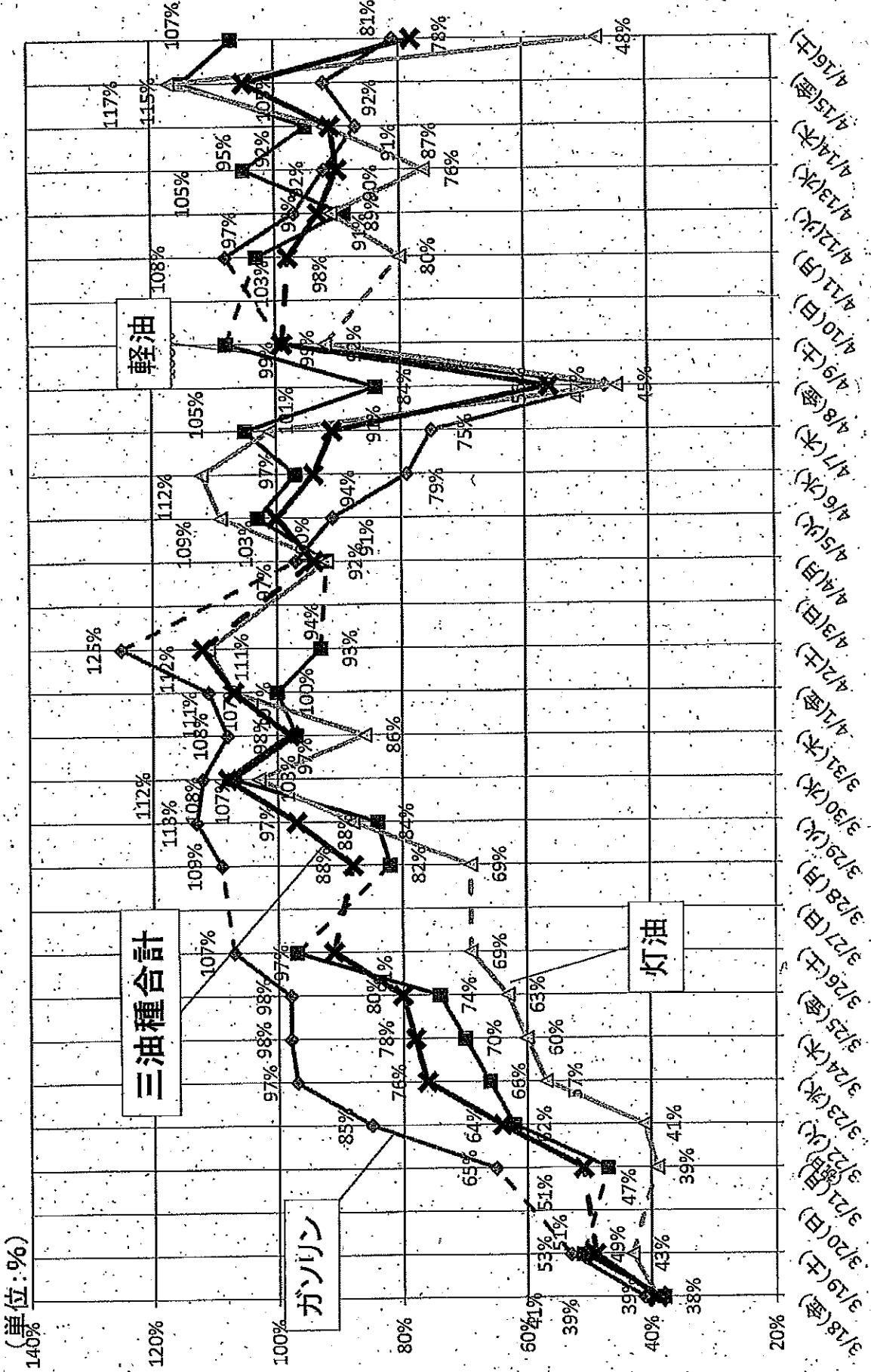
西日本製油所からの大量転送、民間備蓄水準の大幅引き下げ（70日→45日）、3製油所の運転再開（東燃・川崎、極東石油・千葉、JX日鉱日石・根岸）等により、東北地方の通常の需要量に相当する3.8万kl／日の供給余力を確保。現在の東北地方への供給は約3万kl／日。

### 2. 輸送ルートの改善と被災地への供給対策

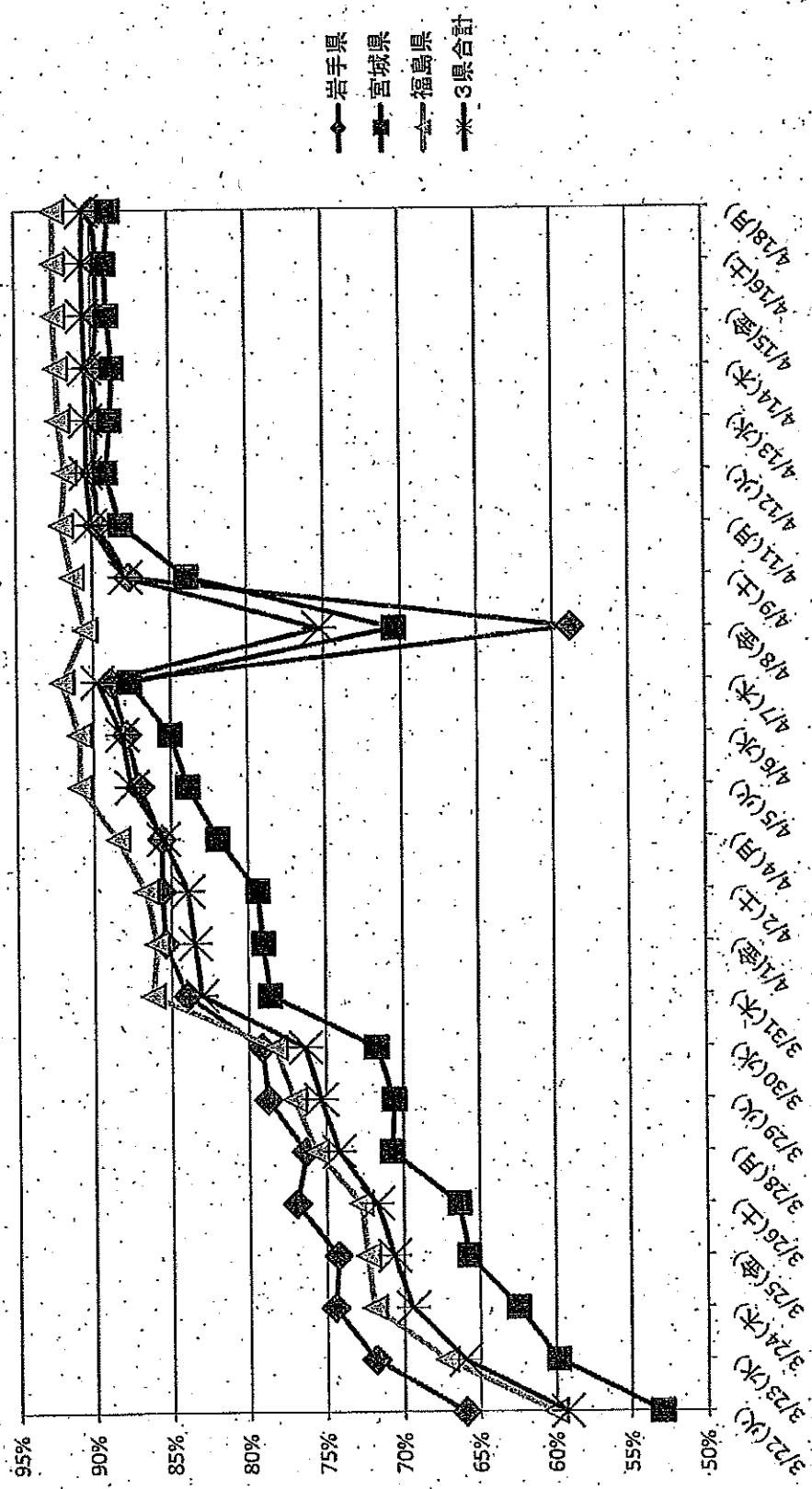
- (1) 塩竈港の機能回復（約5000klのタンカーが着棧可能、4/18までに約2.1.9万kl着棧済）
- (2) 鉄道輸送ルートの確保（根岸→盛岡：約1300kl／日、根岸→郡山：約1200kl／日（4/18からは約2600kl／日）、宇都宮：約6000kl／日（一部を福島県等へ））
- (3) タンクローリーの大幅投入（303台を追加投入済み）
- (4) 灯油供給対策（ドラム缶約4000本搬入済み、石連からの無償提供約2000本も4/4より順次各県に向けて出荷を開始。）
- (5) 福島原発周辺地域の支援（4/18までに約1300kl）
- (6) 4/18までに病院等約1420件・約1.5万klのガソリン・軽油等を搬送（当初に比べ、燃料に対する要請は大幅に減少）。
- (7) 被災地の9市町村で仮設ミニSSを設置し、ドラム缶からガソリンを供給（3/27～4/18で約9000台）。

# 東北地方への石油製品の出荷量(昨年比)

青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県の元売り系列SSへの出荷量



# 東北3県におけるSSの稼働状況



平成23年4月15日

## 避難所の実態把握について

### 1. 各避難所の要支援度の把握

#### (1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所（4月13日現在 1,048 力所）を対象に、生活環境に関する状況を把握する。

各避難所において支援を要する点を把握して、重点的に支援を行う。

#### (2) 内容及び頻度

- ①現地事務所及び市町村、避難者にとって過度の負担にならないよう、項目を限定したうえで、各項目ごとに3又は5段階で評価する。
- ②次の9項目について行うこととし、当面、週1回、結果をとりまとめること予定。（第1回のとりまとめは別添）

水道・電気・ガス・燃料／食／下着と洗濯／プライバシーの確保／  
医師・看護師・保健師の巡回等／薬／入浴／トイレ／ゴミ処理

#### (3) 結果の集計、活用

- ①各避難所の生活環境を、上記の9項目の観点から評価する。
- ②厳しい状態にある避難所に対して、重点的に支援を行うことにより、避難所間の格差を改善する。

### 2. 避難所の定点観測

#### (1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、各県2力所の避難所を抽出した上で、その実態を定期的に把握することにより、被災者の生活環境の改善に資する。

#### (2) 内容及び頻度

個々の避難所におけるライフライン、食事、衛生環境、物資、医療、教育等の避難所における生活全般にわたり、数値的なデータのみならず、避難者の生活状況を具体的に示す定性的かつ具体的な実態を、原則として週1～2回の頻度で把握する。

※本件実態把握の対象となる個別の避難所名及び結果については公表しない。

## 公表版

平成23年4月15日  
被災者生活支援特別対策本部

### 3県全避難所に対する実態把握結果について（第1回）

#### I 概要

##### 1 実態把握結果の概要

期間 4月6～10日(12日までに現地対策本部に回答があったもの)

対象 1,047か所 うち回答323か所(回収率30.9%)

(県毎の回収率 岩手県22.6% 宮城県37.6% 福島県31.5%)

※県・市町村を通じ各避難所に把握を依頼。今回は福島県については  
県が把握を実施。

##### 2 総評

今回の回収率は3割にとどまっており、以下は回答のあった避難所に  
係る状況。

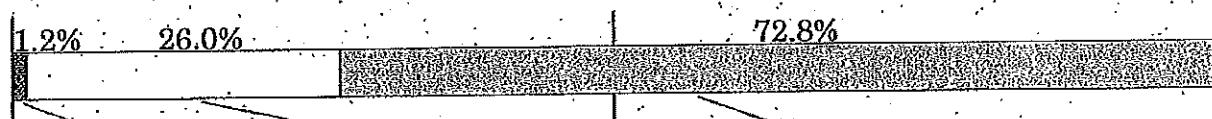
- (1) 水道等は7割以上で復旧しているが、全く復旧していない避難所が4  
か所。
- (2) 食事は一定程度行き渡っているが、未だ温かい食事の提供ができてい  
ない避難所が7か所。
- (3) 替えの下着がないか、あっても洗濯できない避難所が151か所。
- (4) 間仕切りなどが全くない避難所が91か所。
- (5) 医療・衛生環境(医師等の巡回、薬の確保、入浴、トイレ、ゴミ処理)  
は概ね良好な状態にあるが、医療面のケアが十分でない避難所、未だ入  
浴できない避難所やゴミ捨て場がない避難所がある。
- (6) 総合的に見ると、環境が著しく厳しい状況又は厳しい状況にある避難  
所は36か所。

##### 3 対応

- (1) 特に環境改善が必要な避難所への支援の強化について、県・市町村  
に対し要請する。
- (2) 回答のなかつた7割の避難所について、把握を進める。
- (3) 特に大きな問題(未だ温かい食事の提供ができない)について  
は、別途対策を検討する。

## II 各項目の状況

### (1) 水道・電気・ガス・燃料

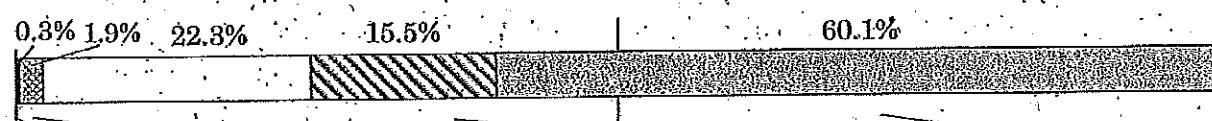


1 水道・電気は復旧しておらず、ガスも利用できない。燃料も著しく不足。

2 水道・電気・ガスのいずれかが復旧している

3 水道・電気・ガスが利用可能。燃料も入手可能

### (2) 食事（5段階）



- 1 毎日、おにぎりやパンのみ。  
2 おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。  
3 おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。  
4 毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。  
5 毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。

### (3) 下着と洗濯

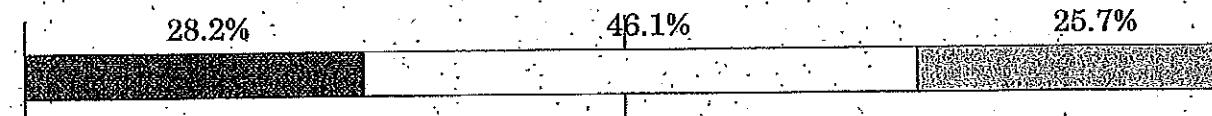


1 替えの下着がない。

2 替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。

3 数が充足し、洗濯もできる。

### (4) プライバシーの確保

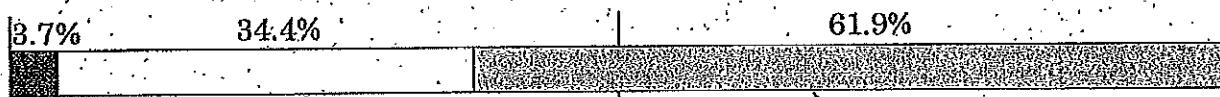


1 間仕切りなどが全くない。

2 着替え場所など一部は、仕切られている。

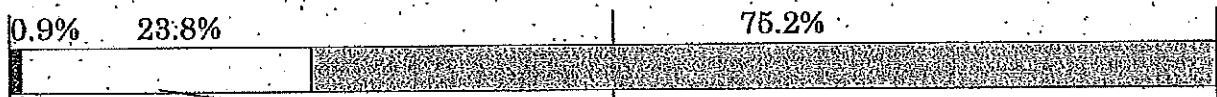
3 居場所がついたてで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。

### (5) 医師、看護師又は保健師の巡回等



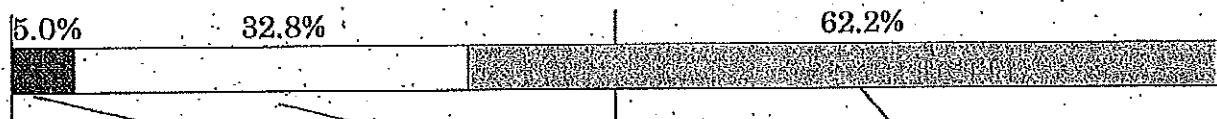
- 1 医師、看護師又は保健師の巡回がないか間違（10日に1回程度以下）で、近隣の医療機関も利用できない。
- 2 週に数回程度の巡回がある。
- 3 1日に1回は巡回がある。又は医師、看護師又は保健師が常駐している。又は近隣の医療機関が利用できる。

### (6) 薬



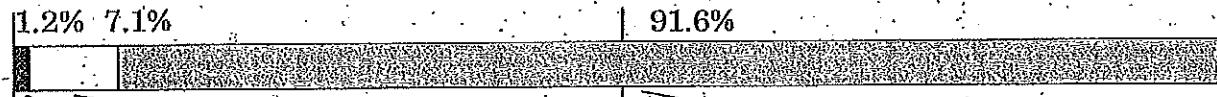
- 1 全般的に入手困難（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）
- 2 分野によっては不足（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）。
- 3 全般的に充足している。（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）。

### (7) 入浴



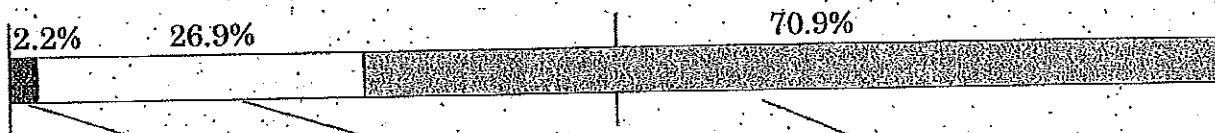
- 1 大震災以来、入浴できていない。
- 2 週に1度程度入浴可能。
- 3 避難所施設や近隣の施設で週に数回以上入浴可能。

### (8) トイレ



- 1 トイレ（仮設トイレを含む。）の数が不十分で汲み取りなども行われていない。
- 2 トイレ（仮設トイレを含む。）の数はあるが汲み取りなどは行われていない。
- 3 仮設トイレも含めて充分な数があり、汲み取りなどが行われている。

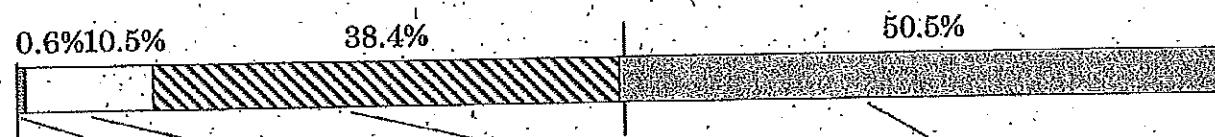
## (9) ゴミ処理



- 1 ゴミ捨て場がない。  
2 ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1, 2回。

3 ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。

## (10) 総合評価（5段階）



V 特に著しく  
厳しい状況  
下にある避  
難所  
(0か所)

IV 著しく厳し  
い状況下に  
ある避難所  
(2か所)

III 厳しい状況  
下にある避  
難所  
(34か所)

II 依然として嚴  
しいものの生  
活環境がやや  
改善している  
避難所  
(124か所)

I 一定程度の生  
活が可能な状  
態にある避難  
所  
(163か所)

### (参考)

数値の合計（項目ごとの重みは加味していない）

V. 特に厳しい状況下にある避難所 9~16点

(想定される状況の具体例：水道等なし。おにぎり・パンのみ。入浴不可。)

IV 著しく厳しい状況下にある避難所 17~24点

III 厳しい状況下にある避難所 25~31点

II 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 32~38点

I 一定程度の生活が可能な状態にある避難所 39~45点

(想定される状況の具体例：水道等復旧。温かい食事。週複数回入浴可。)

## (参考) 実態把握の趣旨及び要領について

### 1 趣旨

東北3県(岩手県、宮城県、福島県)の全避難所(4月12日現在1,047か所)を対象に生活環境に関する状況を把握。ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に係る9項目について、各項目毎に3又は5段階で評価し、集計。

### 2 実態把握対象(4月12日現在)

岩手県	23市町村	376か所	うち回答	85か所	(回収率22.6%)	
宮城県	25市町村	433か所	うち回答	163か所	(回収率37.6%)	
福島県	42市町村	238か所	うち回答	75か所	(回収率31.5%)	
合 計		90市町村	1,047か所	うち回答	323か所	(回答率30.9%)

※今回は、福島県については、県が直接実施。

### 3 回答記入期間

4月6日～4月10日

### 3 回答記入者

県・市町村を通じ、各避難所のとりまとめ役など避難所の状況を熟知されている方に記入を依頼(該当する方がいない場合は、市町村職員が知り得た状況を記入)。実態把握票は別紙のとおり。

## 全避難所実態把握票

避難所名	記入日	回答者名
避難者数 (人)	年月日	(電話番号)
(例: ●●県▲▲町■■小学校)		

避難者数 (人)	避難所近隣の自宅等に居住し、食事のみ受け取っている人の数 (人)
-------------	-------------------------------------

該当する状態あるいは最も近い選択欄の数字に○をつけてください。

## 1 水道・電気・ガス・燃料

選択欄	1	2	3
状態	水道、電気は復旧しておらず、ガスの利用もできない。灯油などの燃料も著しく不足。	いずれかが復旧している。 【復旧、利用可能なものに○を付けてください。】 ・水道 ・電気 ・ガス ・灯油などの燃料	水道、電気が復旧。ガスも利用可能(都市ガスの復旧、プロパン燃料の確保)。灯油などの燃料も入手可能。

## 2 食事

選択欄	1	2	3	4	5
状態	毎日、おにぎりやパンのみ。	おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。	おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。

## 3 下着と洗濯

選択欄	1	2	3
状態	替えの下着がない。	替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。	数が充足し、洗濯もできる。

## 4 プライバシーの確保

選択欄	1	2	3
状態	間仕切りなどが全くない。	着替え場所など一部は、仕切られている。	居場所がついたてで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。

裏面へ→

5 医師、看護師又は保健師の巡回等

選択欄	1	2	3
状態	医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠（1.0日に1回程度以下）で、近隣の医療機関も利用できない。	週に数回程度の巡回がある。	・1日に1回は巡回がある 又は ・医師、看護師又は保健師が常駐している 又は ・近隣の医療機関が利用できる。

6 薬

選択欄	1	2	3
状態	全般的に入手困難（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）	分野によっては不足（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）	全般的に充足している。（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）

7 入浴

選択欄	1	2	3
状態	大震災以来、入浴できていない。	週に1度程度入浴可能。	避難所施設や近隣の施設で週に数回以上入浴可能。

8 トイレ

選択欄	1	2	3
状態	トイレ（仮設トイレを含む。）の数が不十分で汲み取りなども行われていない。	トイレ（仮設トイレを含む。）の数はあるが汲み取りなどは行われていない。	仮設トイレも含めて充分な数があり、汲み取りなどが行われている。

9 ゴミ処理

選択欄	1	2	3
状態	ゴミ捨て場がない。	ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1, 2回。	ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。

平成23年4月19日  
被災者生活支援特別対策本部

### 二次避難及び一時的移転の状況

#### 1. 二次避難の状況

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅(4/19現在) 【国土交通省調べ】	265 (完成済)	11,564 (着工済戸数)
国の宿舎等(4/9現在) 【財務省調べ】	2,076	29,383
公営住宅等(4/9現在) 【国土交通省調べ】	3,449	21,663
計	5,790	62,610

#### 2. 一時的移転の状況(旅館・ホテル等)

【観光庁調べ(4/18現在)】

送り出し県	県内	県外	県内外合計
岩手県	1,661	0	1,661
宮城県	762	8	770
福島県	12,075	765	12,840
計	14,498	773	15,271

(注) 福島県における「県外」の内訳は、静岡県へ141人、茨城県へ447人、山形県へ177人。

【被災者生活支援本部調べ】

受け入れ県	受入れ人数
秋田県(4/15現在)	365
新潟県(4/17現在)	818
計	1,183

(注) 秋田県、新潟県HPより。

## 緊急災害対策本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：防災担当大臣、官房長官、総務大臣、防衛大臣

本部員：全閣僚、危機管理監 ほか

## 被災者生活支援特別対策本部

(H23.3.17緊急災害対策本部長決定)

東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることに  
かんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、3月20日、平成23年  
(2011年)東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に設置したもの。

### <体制>

本部長：松本防災担当大臣

本部長代理：片山総務大臣、山谷官房副長官

副本部長：平野内閣府副大臣(事務局長兼務)

### 【事務局体制】

次長2人、審議官2人

参事官13人など、約100人

事務局次長

審議官

総括調整Ⅰ班

総括調整Ⅱ班

物資調整Ⅰ班

物資調整Ⅱ班

医療・福祉班

輸送・通信班

自衛隊調整班

海外等支援受入班

二次避難・避難者支援班

地域Ⅰ班

地域Ⅱ班

総括、関係機関との連絡、国会対応

その他連絡調整

燃料の被災地の要望把握及び調整、調達

食料品、日用品等の被災地の要望把握及び調整、調達

医療、福祉関係の広域搬送調整等

輸送、補給、通信

自衛隊による輸送調整等

海外からの要員、物資の受入れ等

二次避難関係、その他避難者支援、学校等避難所

地域との窓口(宮城県、その他の県)

地域との窓口(岩手県・福島県)、原発事故関係市町村

### <被災者生活支援特別対策本部 お問い合わせ先>

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

(代表)03-3581-4571

23.3.29

松下事務局長 決定  
平野事務局長

原子力被災者支援チームと被災者生活支援特別対策本部との連携

原子力被災者支援チーム

30km圏内に所在する者

30km圏外に所在する者

原子力安全情報の伝達

原子力安全情報の伝達

屋内退避者への支援

避難者への支援

圏外への移動

連携

連携

緊急参集チーム  
(主宰:危機管理監)

被災者生活支援特別対策本部

平成 23 年 4 月 17 日 10:00

生活支援本部 対策の経過（事務記録）（未定稿）

月日	生活支援本部の動き	現地の状況
3月11日 (発災)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊対本部(官邸)にて、物資の調達・配送を開始</li> <li>○(本來なら県が行うべきものだが、政府が業務を肩代わりして対応)</li> <li>○府緊対本部事案対処班として、物資調達・配送、海外規模に政府支援受入等を約30名にて開始(3月14日には70名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○14:46 発災</li> </ul>
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地の物資調達について、国費にて対応する予備費使用の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東北 3 県避難所避難者数最大409,146人</li> <li>○高速道路の緊急運行車両確認手続きを実施</li> <li>○トラックに緊急輸送する交付手続緩和(緊対本部で交付手続)</li> <li>○3 県避難所数最大1,994か所</li> <li>○インフラ・ラインの最大被害状況(3県) <ul style="list-style-type: none"> <li>電停電 214 戸 (契約 344 戸)</li> <li>水断水 215 戸 (固定電話) 100 万回線</li> <li>ガス供給停止 42 戸 (約 300 戸)</li> <li>通信 (活動) 113 万食</li> </ul> </li> </ul>
3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活支援本部設置を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DMAT 派遣 最大 193 チーム活動</li> <li>○事務局からの食事の配達 1 日最高</li> </ul>

3月18日

- 緊急重点SSでのトラックに対する優先給油を開始

3月19日

- 事務局次長(2人)、審議官(2人)を発令

3月20日(10日目)

- 生活支援本部が、物資支援業務と庁舎職員約70人を引き継ぐ。内閣府本府にも着手。参事官(12人)を発令。
- 生き残りの生組織の拡充を開始
- 職員・組織会議を開始
- 本部運営会議を開始

3月21日

- 「各班の現状と課題」を整理し、運営会議で議論
- 「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」発足
- 現地での個別問題の処理に本格的に取り組み(いわき市、福島県の医療、30km圏の医療、コロニビニ再開働きかけ。原発20~30km圏の医療、石油供給など)。以後毎日地下講堂をブレースに公開
- 警察が一般車の交通規制を解除

3月22日

- 職員数約100人に発足(各省次官会議。隔日開催)
- 各府省連絡会議がホーリング等のホーリング等の処理のため、本部との連絡を開始
- 3県庁書類と本業物の処理のため、総務省から各県へ派遣
- 被災自治村への派遣

3月23日

- 県・市の対策本部に物流専門家を派遣。集積拠点での在庫管理等の活動を開始

3月24日

- 東北自動車道開通改善のための物資  
(ノペー)テー<sup>シ</sup>ン、一般業など)
- 被災者が増える3県の避難所と集落  
への宅配の救援物資配送体制を整備

3月25日  
(2週間後)

- 事務局内体制がほぼ固まる(参事官13人、本部事務局の業務班編成完成)
- 平野事務局長(副大臣)が記者会見「本部事務局の業務に係る法的問題に関する指針」取りまとめ
- 災害物の処理等に係る法的問題に取り組むことを開始。
- 廃棄物の撤去等の処理等の問題に取り組むことを開始。
- 被災者が講堂が壊れ手でなく、現場が何を欲しかったかでなく、現地から現地の要望や課題に応えるだけではなく、重要課題を検討会議に取り組むことを開始。
- 被災者等就労支援・雇用創出推進会議」発足

3月27日

- 運営会議にて、テマ別に重要課題の協議を開始。以後毎日1~2テマずつ議論促進等に開催する検討会議、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」発足
- 現地からの要望や課題に応えるだけではなく、重要課題を検討会議に応じて現地へ送付へ

3月28日

- 運営会議にて、テマ別に重要課題の協議を開始。以後毎日1~2テマずつ議論促進等に開催する検討会議、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」発足
- 原子力被災者支援チームが発足。当本部との分担決定(両事務局長)
- 被災地の復旧に開催する検討会議「発足」開始

3月29日

- 3県×2か所での避難所の定點観測を開始
- 壁新聞第1号発刊

3月30日

- 原子力チームが初会合

3月31日

- 3県への食事の配達が80万食を

下回り、70万食前後に落ち着く

(3 週間後)

4月1日

○総理大臣が陸前高田市視察、平野副大臣同行

○表「現地の課題と支援本部の取組（分類）」を整理

○松本大臣が現地視察（3日～4日）

4月2日

○炊き出し用機器（薪ストーブ、大型鍋）を石巻市等へ配送

4月3日

○被災者向設住宅の供給等に関する当面の取組方針」を取  
得する検討会議にて

4月4日

○各府省連絡会議を開催し、金曜開催に促進等に關する検討会議にて  
○被災者向設住宅の供給等に関する当面の取組方針」を取  
得する検討会議にて

4月5日

4月6日

○全避難所の要支援度把握を開始  
○本部HP立上げ

4月7日

○自民党からの要望に回答（官房長官他）  
○平野事務局長の定例記者会見を開始

4月8日

○被災県で物資が対応不足となり、被災者を一部と品以外の  
緊急協議賃本部に運び、区域外に移す  
○被災県で物資が対応不足となり、被災者を一部と品以外の  
緊急協議賃本部に運び、区域外に移す  
○被災県で物資が対応不足となり、被災者を一部と品以外の  
緊急協議賃本部に運び、区域外に移す

○23:32 宮城県沖地震 M7.4

○義援金配分割合決定委員会が発

足。第1回配分基準を決定

○仮設住宅入所第1号(陸前高田市)

○総理大臣が石巻市視察

○壁新聞第3号(当事務局編集により「住宅特集」を掲載)

4月9日

4月10日

4月11日  
(1か月後)

4月12日

○福島沖地震 M7.1

○当本部からの食料提供が40万食  
○合間に住所以外に移つた避難者を把握するため  
○在所地に通じるた者情報システムを構築するため  
○難の通知(総務省)

○本部HP充実(本部の実績や取組み状況を掲載)

○公明党からの要望に回答(官房長官他)

○平野副大臣定例記者会見  
○生活再建支援金支給の迅速化について  
○3県全避難所把握第1回取りまとめ結果について

4月13日

4月14日

4月15日